

教育・保育施設入所に関する同意書及び誓約書

金ヶ崎町長 様

私は以下の全ての項目に同意し、申込書等の提出書類に虚偽がないことを誓います。
また、事実と異なる場合や必要書類を提出しなかった場合、入所決定の取り消しや退所となっても異議はありません。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

保護者氏名 _____

※全ての項目をよくお読みになり、同意欄の□に✓してください。

	項 目	同意欄
①	「保育所申込案内」により、町内保育施設の開所時間、延長保育時間、受入年齢等の内容を確認し、それぞれの特色を把握したうえで、希望園を第1希望から順次記入しました。また、 記入したすべての園が入所審査の対象となることに同意します。 ※必ずしも第1希望の園に決定するとは限りません。	<input type="checkbox"/>
②	希望順位に関わらず、入所決定した園の規則を遵守し、利用します。	<input type="checkbox"/>
③	保育料や、副食費など保育の提供に要する経費については、期限までに納入します。	<input type="checkbox"/>
④	入所後、保育要件（就労日数・時間の増減、退職、転職、疾病、出産、育児休業など）や、世帯状況等に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会事務局へ届け出ます。	<input type="checkbox"/>
⑤	保育要件等確認のため、教育委員会事務局から各種書類の提出を求められた場合は、所定の方法・期限に従い提出します。	<input type="checkbox"/>
⑥	保育を必要とする事由がなくなった場合や、期日までに就労証明書等の提出がなく、保育の必要性が確認できない場合は、退所となります。また、施設利用期間中に事由の状況について勤務先等へ確認させていただくことがあります。	<input type="checkbox"/>
⑦	※求職活動を理由に入所決定した方 2か月以内に就労が決定しない、または2か月以内に就労が決定しても就労要件（月に48時間以上）を満たしていない場合は、退所または認定区分変更となります。	<input type="checkbox"/>
⑧	※育児休業または産前・産後休業取得中の方 入所決定した場合、入所月の翌月15日までに復職する必要があります。 育児休業中または育児休業終了後に復職せず退職した場合や、入所月の翌月15日までの復職が確認できない場合は、認定区分変更や、入所決定の取り消し、退所となることがあります。	<input type="checkbox"/>